

告 示

埼玉県告示第千八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ららぽーと富士見

埼玉県富士見市山室一丁目千二百五十九番一号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 雨水対策に関する事

山室一丁目の住宅内に雨水が絶対入らないようにしてください

ア 対策として緑地帯は遊水機能をもたせる。

イ 公園は住宅敷地より低くし、勾配は店舗側を低くしてください。

ららぽーとの貯水槽は、県基準の一時あたりに五十ミリ以上の想定をしているとの事ですが、近年は、短時間で総雨量が百八十三ミリ、二百ミリという状況なので、それに対応してほしい。

(2) 市道五一三七号線への影響について

市道五一三七号線に9番出入口を設置することにより交通量が激増するため、深刻な影響が心配されます。この道路は、保育所、幼稚園、特養ホーム、市民プール、図書館、社会福祉協議会、市役所、文化会館が間近にある生活道路です。保育園児や小学生が数十人から百人規模で歩くこともあり、プールへは幼児から小中学生、子ども連れの保護者など自転車で通う人も多い道路です。

以上のことから

9番出入口の一時あたりの来店、帰宅車両の予想台数を示してほしい。平日の朝夕も誘導員の配置をすべき。（学校、幼稚園、保育園の行き帰りの安全確保は、周辺住民の生活環境保持の立場からお願いします）

利用客の安全歩行のため敷地内に歩道を設置してください。

(3) 商業棟の一角に保育所を設置することについて

一・五キロメートルの「リングロード」がすぐそばにあり、そのそばに乳幼児が長時間生活する保育所を設置することは乳幼児の健康に悪影響が

心配されます。

小売、サービス等を目当てに一日当たり数万人の人々が集まる建物の一角に設置することによる防犯上の心配があります。

保育所の家賃（テナント料）が保育所の運営を圧迫するのではない心配です。

(4) 図4 2 広域誘導案内計画図案について

出入口9番、ご近所様用ではすまされない。広域図になんらかの記載が必要？

出入口9番利用と関連し、羽沢コープ前交差点と富士見ニュータウンバス停前の交差点が渋滞するため交通安全対策が必要です。

(5) 交通への支障を回避するための方策等について
経路について

「店舗西側からの来店車両の周知は行わない」としていますが、それで渋滞を解消するのは難しい。

駐車場計画、誘導員等の配置について

届出文書は一般的な記述です。地域住民として近隣の交通渋滞が危惧されます。住宅に隣接した大型商業施設としての自覚と経営理念が必要とされています。

休日に五万人、平日はその半分の人が（車両が七割）来店を想定。その数を基本に時間帯を含めて誘導員の必要人員を予測し対応すべき。

予測と並行して誘導員を適正時間に適正配置がスムーズにできる業務の仕組み（判断、手配など）を具体的に示してください。

駐車場の利用時間帯

早朝から深夜四時と長すぎます。早朝、深夜の駐車場出入口を4番とし他の出入口の利用を制限し住民の生活環境に配慮すべきです。

(6) 荷さばき搬出入計画について

届出時間帯が丸二十四時間は困ります。午後十一時から翌朝五時までは禁止してください。（住民の睡眠を妨げるおそれがあります）

出口1、入口2、3の利用はしないでください。

荷さばき作業時間を荷の量（車のトン数）に関わらず同じ時間内（二十分以内）としていることが疑問です。無理な作業時間設定で、かえって騒音を発生させるのではないか。また、労働者の職業病誘発が考えられます。

施設面の防音対策を重視してください。

(7) 等価騒音レベル予測結果のまとめについて

個々の等価騒音レベルを合算した場合の住民の生活環境への影響があるのではないか。

住民からの苦情への対応への具体的内容を示してください。例えば室外機器の運転制限など。

(8) 緊急車両の動線について

市役所前の交差点から山室、渡戸方面への緊急、救急車がスムーズに住宅地に入れるように動線を確保してください。

(9) CO2削減・自然エネルギーの問題について

CO2削減にどう努力するのか具体的に示してください。

ア 緑地公園に巨木をたくさん植える。

イ 事業者のホームページ 説明会資料において環境対策として、『コージ エネレシヨンステム』を導入します。壁面緑化・屋上緑化、ソーラーパネルやEV充電ステーションの設置、共用部分の照明はLEDを採用するなど『創・省・蓄』エネルギーの実現をめざします」となっていますがその内容の具体化をしめしてください。

ウ ららぽーと出店による電力消費量がどれだけ増加するのか明らかにして下さい。そのうち自然エネルギーによる発電でまかなう量の見通しを示して下さい。

(10) 従業員用駐車・駐輪場について

約四千人の従業員のための駐車・駐輪場について明らかにして下さい。基本的に公共交通機関、自転車、徒歩には賛成ですが、駐車場を必要とする従業員の対応も必要です。

(11) 駐輪場の管理について

駐輪場の管理は、従業員等の巡回となっています。巡回する従業員の業種など具体的記述にすべきです。

警備員を配置してください(来店予想客数から)。

(12) 廃棄物減量化およびリサイクルについて

配慮事項の3、6、7の項目で配慮事項が示されていますが一般的です。発生する廃棄物の量の予測を市民が理解しやすい内容で記載してください。(既存類似施設実績など参考に)

廃棄物の焼却場への持ち込みの見通し量、有害ごみについて明らかにしてください。

志木地区衛生組合が管理する焼却場、リサイクルセンターの活用を考えているのか記載すべきです。「届出」の「一日あたり廃棄物排出量」に三

百六十五日をかけると一六六・五九トンになり、その量は市内の事業ごみ年間分四〇六七トン（平成二十年度）の四〇・九七％です。「届出」の廃棄物想定量の見積もりが少なすぎるのではないか。

二 縦覧期間

平成二十六年七月二十九日から平成二十六年八月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター